**罹災証明交付申請書**

（申請日）令和　　年　　月　　日

盛　岡　市　長　様

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 住所　〒 |
| 氏名 | 罹災者との関係　□本人 □同一世帯□代理人　　　　　　□委任状または納税通知書の写しの添付□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 現在の居所・連絡先　□住所と同じ〒　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（　　　　　　　　　　　　） |
| メールアドレス |
| 罹災原因 | □地震　□台風　□洪水　□豪雨　□暴風　□竜巻　□その他（　　　　　） |
| 罹災年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日　　　時　　　分頃 |
| 罹災者□申請者と同じ | 住所　　□申請者住所と同じ〒　　　　　　 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 罹災建物 | 所在地　　 |
| □住家　　　　　　　　　□非住家 |
| □持家　　　□貸家　　　□借家 |
| 被害状況の調査 | □済【調査実施日（令和　　年　　月　　日）】□未【調査実施希望日時（令和　 年　 月　 日　 時　 分）】※調査実施希望日時は土日祝を除く9:30から16：00までの任意の時間を記載願います。 |
| 被害状況 | □建物の損壊 | □屋根　□基礎　□柱　□天井　□外壁　□内壁　□建具　□床 |
| □設備の損壊 | □浴室　□台所　□トイレ　□配管その他（　　　　　　　　　　　　） |
| □その他 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請者の同意確認 | 必須 | * 本罹災証明書交付申請書の事務手続きを処理するために限って、同申請書に記載のある者全ての住民基本台帳関係情報及び地方税関係情報について、必要に応じて取得することに同意します。
 |
| 選択 | * 被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する罹災物件については、提出写真など提出資料を基に被害の程度を判定する「自己判定方式」を採用することにより、できるだけ早く罹災証明書を交付するものとし、現地調査は行わないことに同意します。

　自己判定方式を採用する際の添付書類□建物全景写真（周囲４面４枚以上）□表札写真※ある場合□被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真□被災した住家の図面（配置図、平面図、立体図）※ある場合□　本申請に基づき交付した罹災証明書について、自治体が行う各種支援業務の事務手続を処理する際に必要に応じて確認・利用することに同意します。□　提出写真について、災害に関する広報や被害状況の説明資料などに二次利用することに同意します。 |
| 交付希望枚数 | 　　　　　　　　　　　　　　　枚 |
| 罹災証明書を郵送する場合の郵送先 | □申請者の住所 □罹災者の住所 □窓口交付(後日電話連絡します) |

再調査について

本罹災証明交付申請書によって交付された罹災証明書について被害の程度の判定の変更を求めることに相当の理由があるときは再調査を申請できます。「建物の被害認定に係る再調査申請書」と交付された罹災証明書をあわせて資産税課あて提出してください。

注意事項　１　再調査は罹災証明書の初回交付日から１月以内に限ります。

２　再調査の結果、被害判定が変わるとは限りません。

　 ３　罹災証明書の添付がない場合は、申請を受理できません。

　　　　　　　　　　〇問い合わせ先

　　　　　　　　　　　〒020-8530　岩手県盛岡市内丸12番２号　電話 (019)651-4111(代表)

　　　　　　　　　　　　　　　財政部資産税課　本庁舎別館６階

　　　　　　　　　　　　　　　調査・判定に関すること　　家屋係　(019)613-8403

　　　　　　　　　　　　　　　申請や証明書に関すること　業務係　(019)626-7530

資産税課確認欄　※窓口交付

・本人確認：□運転免許証　□ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ　□健康保険証　□ﾊﾟｽﾎﾟｰﾄ　□その他（　　　　）

・代理人確認：□委任状　□その他（　　　　　　　）